

令和元年第5回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和元年7月8日 開会

令和元年7月8日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第5回新十津川町議会臨時会

令和元年7月8日（月曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第48号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）
- 第4 議員の派遣について

○出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
教育委員会事務局長	後木満男君
建設課長	谷口秀樹君
会計管理者	内田充君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から令和元年第5回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今、出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。
8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
-

◎議案第48の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第48号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） あらためて、おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第48号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第3号。
令和元年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。
第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,824万1千円とする。
2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次に、内容の説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。補正のある款のみ説明を申し上げます。歳入。

19款、繰越金。補正額161万1千円。計1億1,046万2千円。

歳入合計、補正額161万1千円、計70億3,824万1千円。繰越金の161万1千円は、前年度繰越金を財源充当するものでございます。

次に、歳出に入ります。

8款、土木費。補正額161万1千円。計7億6,400万9千円。財源内訳は、一般財源161万1千円です。

歳出合計、補正額161万1千円。計70億3,824万1千円。財源内訳は、一般財源161万1千円でございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。12ページをお開き願います。

8款3項1目河川総務費。補正額161万1千円、計6,728万7千円。財源内訳は、すべて一般財源で161万1千円でございます。内容の説明を申し上げます。事業番号2番、河川維持管理事業161万1千円でございます。

なお、この補正の詳細については、別添資料に基づき建設課長より説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

引き続き、内容の詳細について説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第48号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第3号について、詳細の内容のご説明を申し上げます。

お手元の学園沢川積ブロック護岸の倒壊及び復旧方法の資料1ページをお開きください。

今回の積ブロック護岸の倒壊箇所は、昨年の5月23日開催の経済文教常任委員会で調査事項として現地をご覧いただいた箇所でございます。

学園地区にございます農林産物加工センターを越えまして、国道451号と町管理の普通河川学園沢川が交差する橋の上流の積ブロックでございます。

この積ブロック護岸が6月25日から6月26日未明にかけて、長さ24.7メートルが倒壊したもので、背後にあります水田の畦畔も約20メートルにわたり崩壊したものでございます。こちらの積ブロック護岸は、昨年度、学園沢川単独災害復旧工事で施工したもので、渇水期に合わせ冬季施工で行ったものでございます。

次に、被災の状況を写真でご説明いたします。次のページをお開きください。

左上は全景の写真で、川の流れは奥から手前に流れている様子でございます。

左下は下流側の起点からの被災状況です。測点S P10と表示してあります点から積ブロック護岸が約90センチ川側へ傾いております。

右上は上流側の終点からの被災状況です。測点S P35と表示してあります点から積ブロック護岸が約30センチほど川側へ傾いております。

右下は中間点でございます測点S P20付近の被災状況でございます。ともに積ブロック護岸が倒壊し、背後の畦畔も合わせて崩壊しております。

次に3ページをご覧ください。

左上の写真は、測点S P20から上流部のブロック前面の被災状況でございます。このブロック護岸の河床位置から上段に向けて、また、横一列に亀裂が生じております。赤い丸が印してありますけれども、積ブロック護岸が破断して約10センチほど川側へズレて段差が生じています。

左下の写真はその拡大写真でございます。

右側の写真は正面からの被災状況でございます。

本来であれば、その積ブロックは5分の勾配で傾いているブロックでございますけれども、ブロックの崩壊により複雑な勾配で被災を受けているということの説明でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

こちらは被災状況を図面に表示したもので、4ページは平面図、5ページは川を横断的に見たときの図面でございます。

次に被災の原因についてご説明申し上げます。

6ページの積ブロック被災前面図と被災写真を併せてご覧いただきたいと思っております。

なお、6ページの図面ですけれども、ブロックの割付図を転用しているものですから、天端と記載してある方が上で、下端と記載している方が下になります。天地が逆になっておりまして、これは図面の下から上にかけて覗き込むような感じで見ていただければと思います。

それでは、原因の推定でございますが、こちらの背後地、水田がございますけれども、そちらの浸透水及び雨水が護岸背面に溜りまして、護岸背面の水位が上昇いたしまして、背後土砂が水分で緩くなり、内部の土圧及び水圧に積ブロック護岸が耐え切れなくなり、一番大きな力がかかった①番の箇所のでブロックが破断し、そこから変位を開始しまして、②番目の箇所に横一列に亀裂が走り、③番の箇所は①番、②番のブロックの倒壊に引っ張られて一気に倒壊したものと考えました。

また、こういったケースは初めての経験ですので、他者の見解を求めようと札幌建設管理部滝川出張所の河川担当主査にも現地確認をしていただきましたが、同様の意見でありました。

併せて、昨年度行った工事の工事完成図書を再度確認いたしました。施工不良と思われる箇所はございませんでした。

次に補正予算に係る復旧方法の経費のご説明をいたします。7ページの仮復旧の横断図面をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、仮復旧の施工をイメージした図面でございますが、今回の復旧方法として、今後の大雨による増水で更なる被害が予想されることから、被災した24.7メートル区間にわたり、背後から積ブロック護岸の河床部から、上部ですね、を撤去いたしまして、大型土のうを2段設置する仮復旧をまず行います。この経費が需用費修繕料で補正いたしました158万8千円でございます。

また、仮復旧工事を施工するためには、背後の水田の一部を借りることになります。4ページをお開き下さい。

4ページの平面図にありますように、赤い部分が工事の仮復旧をするために施工するスペースでございますが、現在、水稻が植えられており、その潰れ地となる面積相当分的水稻の損失分を補償いたします。この経費が2万3千円でございます。

最後になります。8ページをご覧ください。

本復旧につきましては、仮復旧工事で被災原因の調査を行い、本復旧工事の工法を検討し、新たに補正予算を上程し、渇水期である冬期間に本復旧の工事を施工する計画といたします。

以上、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第3号の詳細内容の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） すみません。22節の補償金2万3千円なんですが、4ページでは、潰れ地面積の使用分という説明をいただいたのですけれども、その算定はどのようにされるのでしょうか。そこからとれるお米の代金を算定するのか、その辺りちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの潰れ地面積175平米というふうに書いてございます。長さで25メートル、幅で7メートル、こちらについて潰れ地が生じることになっておりまして、こちらに作付されております品種、現在ななつぼしが品種として作付されているのですけれども、こちらの基準反収、一反当たり何俵とれるかというところが、もうすでに参考として決まっております。こちらが9.5俵収量があるということでございまして、参考価格の1万3,500円、こちらでもJAピンネの米穀課から聞き取りました参考価格を計算しますと、立毛補償の補償額につきましては、2万2,400円ということで、2万3千円の補償費を計上したところでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 何か求められてるような感じがしたんで。

水田が悪かったというようなものの言い方で終わったような感じがするんですが、今までずっと水田だったとこなんでね、そしてまた工事をやるんですが、その辺の考え方というかは、新たに考えて全然違うような工法というか、形になる予定なんですか、それとも同じことを繰り返す予定なんですか、その辺をお伺いしたいのと、さっき米代金の話が出たんですが、それには慰謝料という形のものはないものなんですか。その辺伺います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは9番議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、本復旧の工法についてでございますけれども、今現段階でブロックが壊れた状態の中で、あくまでも原因として推定されているもので、ご説明させていただきました。

今回、仮復旧するに当たりまして、ブロックを壊して背後地の地盤も露わにさせます。でそういった時に、もう一度、現地にその状況、なぜ、こういうふうになったのかというところを再度詳細に確認をいたしまして、その原因を突き詰め、原因に対応するような護岸方法を考えております。

ですので、積ブロックでやることはどうなのかなというのは、今はちょっと思っただけでございますけれども、他の例えば、多段式の籠マット護岸と言いまして、金網で造られた布団籠を多段的に積み上げるという方法の護岸ですとか、そういったことを検討の範ちゅうに入れております。

それと2点目の補償費の慰謝料はないのかということなんですけれども、こちらについては、そういった補償項目はございません。ご本人とも話として内諾はいただいているという状況でございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 9番議員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 今回の被災を機会に、説明の5ページを見て、私質問するわけですが、5ページの右上の横断図、現況の赤のところにあるのがずった状態だと思うのですが、もともと護岸の所に用地界と書いてあるのですけれども、これ河川工作物、これにも被ってるんですね。この際、全部、用地として買収してですね、きちっと整理した方がいいんでないかなと思うんですけども。

こういうことも地先の人に、やはり補償金払うだとか、いろんなことで起きているような感じがするんですよ。このことが災害が起きた、被災したということとは関係ないんですけども、要するに用地界が工作図が民地に被っていつてますよね。この辺をすっきりなおした方が良くないかなと思うんですけども。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 10番議員のご質問にお答えをいたします。

災害復旧事業でございますけれども、単独災害復旧事業等々で行う場合につきましては、用地界からなるべく外すこととして計画をいたしております。ただ一部、河川の法線だとか、前後の護岸の方向だとか、川の水の流れだとか、そういったことがございまして、どうしても一部民地にかかってしまう場合もございます。

で、こういった場合は、ご本人との了解の下ですね、借地をしたような形をして施工しているのが通例でございます。

今後、こういったことがないように、用地界等々も勘案しながら、こういったケースにおいては、用地界から外してなるべく施工するというところで考えております。

今後においても、単独災害復旧、公共災害等々で用地を被ることはなるべくしないように、あと、被るとしたらそういった用地補償まではちよとできないんですけれども、そういったことで借地をした形で施工するというところにいたしております。

今までの経緯から申し上げますと、そういったことで用地買収をして施工するということはしていません。以上、説明とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 10番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） ないようですので、質疑なしということでよろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは議員の派遣について、2件ご説明申し上げます。

はじめに、議会議員管外視察研修でございます。

日程は7月22日から7月23日まで、場所は、むかわ町、安平町でございます。派遣議員は、全議員でございます。

目的でございますが、災害時及び災害後の議会活動についての研修をさせていただき予定でございます。経費につきましては、概算で31万3千円でございます。

続きまして、2点目、新任議員研修でございます。

研修名は、令和元年度市町村議会議員研修「1年目議員のために」でございます。派遣場所は、滋賀県にあります全国市町村国際文化研修所、期間は、8月6日から8月9日までの4日間、派遣議員は、井向議員でございます。経費につきましては、概算で9万4千円でございます。

以上、議員の派遣についての内容とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） ただ今議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第5回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員